

# 住民税・所得税・個人事業税の申告が始まります

## 申告・納税はお早めに

1月下旬に、各区民事務所・各地域センターに確定申告書を設置します。数に限りがあり、お渡しできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。確定申告書は板橋税務署へ提出してください。

### 住民税(特別区民税・都民税)の申告は板橋区役所へ

**申告・問**

**課税課**  
☎3579-2101  
〒173-8501板橋2-66-1

▶申告期間・受付時間=2月6日金～3月16日(月)の平日、8時30分～17時▶申告方法=申告書を郵送または持参※持参の場合は課税課(区役所3階⑪窓口)へ。

申告期間は、窓口の混雑が予想されます。  
混雑回避のため、郵送による申告をお願いします。

#### 申告が必要な方

- 令和8年1月1日現在、板橋区に住所があり、7年1月～12月に所得があった方
- 次の方は申告不要です**
- 税務署に所得税の確定申告をする
  - 令和7年中の所得が給与所得のみで、勤務先から板橋区役所に給与支払報告書が提出されている
  - 令和7年中の所得が公的年金などに限られ、その支払者から板橋区役所に公的年金等支払報告書が提出されている
- 所得がなかった方でも申告が必要な場合があります**
- 令和7年中に所得がなかった方や、所得が非課税基準額以下で住

### 令和8年度分住民税(特別区民税・都民税)の主な改正内容

**給与所得控除の見直し**  
給与収入が190万円以下の場合に適用される最低保障額が65万円に引き上げられます。

**扶養親族などの所得要件の見直し**

▶要件・改正後の所得要件

- 同一生計配偶者および扶養親族の前年の合計所得金額…58万円以下
- ひとり親の生計を一にする子の前年の総所得金額等の合計額…58万円以下
- 勤労学生の前年の合計所得金額…85万円以下

**大学生年代の子などに関する特別控除(特定親族特別控除)の創設**

所得割の納税義務者が生計を一にする19歳～22歳の親族など(納税義務者の配偶者および青色事業専従者などを除き、前年の合計所得金額が123万円以下であるものに限る)で、控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その納税義務者の前年の総所得金額等から表1の金額が控除できます。

### 2月2日(月)は特別区民税・都民税・森林環境税の支払期限です

**便利な口座振替をご利用ください**  
普通徴収分のお支払いには、納期限日に指定口座から自動で納付できる口座振替が便利です。5月11日(月)までの手続きで、令和8年度第1期分から開始できます。また、Webでの口座振替申込も可能です。詳しくは、区ホームページをご覧いただき、お問い合わせください。

▶問 合 納税課収納係☎3579-2133

### 所得税・贈与税・個人消費税の申告は板橋税務署へ

**申告・問**

**板橋税務署**  
☎3962-4151  
〒173-8530大山東町35-1  
※駐車場は利用できません。

#### 申告に必要な書類など

申告書、令和7年中の収入などがわかるもの(源泉徴収票・給与明細書など)、各種控除の申告に必要な書類(生命保険料控除証明書・医療費控除の明細書など)、マイナンバーがわかるもの、本人確認書類※1月30日(金)に、令和7年度の住民税を申告した方などへ、申告書をお送りする予定です。届かなかった方で必要な場合は、ご連絡ください。

#### 課税・非課税証明書の発行

令和8年度(7年中の所得)課税・非課税証明書は、当初賦課決定後から発行できます。詳細が決まり次第、区ホームページでお知らせします。

#### 電子申告もご利用ください

スマートフォンやパソコンから、マイナンバーカードを利用して住民税の電子申告ができます。※紙による申告書の提出不要。詳しくは区ホームページをご覧ください。

#### 所得税の申告が必要な方

- 給与の収入額が2000万円を超える方
  - 給与を1か所から受けている、給与および退職以外の各種所得金額の合計額が20万円を超える方など
- ※確定申告をした場合、ふるさと納税ワンストップ特例の適用が無くなります。ワンストップ特例を申請した寄附金も申告する必要がありますのでご注意ください。



#### 贈与税の申告が必要な方

令和7年中に、合計金額が110万円を超える財産の贈与を受けた方※相続時精算課税を選択した方は、110万円以下でも申告が必要です。

#### 個人消費税の申告が必要な方

- 令和5年分の課税売上高が1000万円を超える方
- インボイス発行事業者の登録を受けている方など

#### 税金は期限内にお支払いください

3月16日(月)は所得税・贈与税、3月31日(火)は個人消費税の納期限です。税金の支払方法には、口座振替、ダイレクト納付、インターネットバンキングなどからの納付、クレジットカード納付、スマートフォンアプリ納付、コンビニ納付、金融機関・税務署の窓口納付などがあります。

#### 令和7年分の口座振替日

- 所得税…4月23日(木)
- 個人消費税…4月30日(木)

#### いずれも

詳しくは、国税庁ホームページをご覧になるか、お問い合わせください。



▲LINE登録は  
こちらから

### 個人事業税

**申告・問**

**豊島都税事務所**  
☎3981-5326  
〒171-8506豊島区西池袋1-17-1

#### 申告が必要な方

個人で事業を営んでいる方※所得税の確定申告・住民税の申告をした方は申告不要です。なお、事業を廃止した場合は、申告が必要です。

## 各種認定書を発行します

#### 障がい者控除対象者認定書

65歳以上で要介護・要支援認定を受けており、次の全ての要件を満たす方に、障がい者控除に必要な認定書を発行します。

- 板橋区に住民登録がある
- 身体または認知の状態が区で定めた基準に該当する

#### おむつ使用認定書

おむづ代の医療費控除が1年目の方も申請可能です。要介護・要支援認定を受けており、次の全ての要件を満たす方に、医療費控除に必要な認定書を発行します。

- 板橋区に住民登録がある
- 身体の状態が区で定めた基準に該当する

#### いずれも

即日発行は不可※内容により発行できない場合あり▶申請窓口=介護保険課(区役所2階⑪窓口)・おとしより保健福祉センター・各福祉課※申請方法など詳しくは、区ホームページをご確認ください。

#### 問合

#### 介護保険課認定係☎3579-2441

#### e-Taxをご利用ください

##### スマートフォンなどで申告書を作成できます



▲確定申告書の作成は  
こちらから

#### 税理士による申告相談

税理士に相談しながら、スマートフォン・パソコンなどで所得税の申告書を作成し、提出できます。

- ▶とき・ところ=表2 参照※譲渡所得がある場合や所得金額が高額な場合、税理士に依頼している場合などはご遠慮ください。▶持物=令和6年分の確定申告書・青色申告決算書などの控え、申告に必要な書類(源泉徴収票など)、スマートフォン、マイナンバーカード(発行時に設定したパスワードを含む)など▶申込=事前申込サイト※電話での事前申込は行っていません。※一部、当日分の入場整理券を会場で配付(なくなり次第受付終了)。▶問=板橋税務署☎3962-4151

##### 表2 税理士による申告相談

とき	ところ
1月22日(木)・23日(金)	常盤台地域センター
1月27日(火)～30日(金)	高島平区民館
2月3日(火)・4日(水)	成増アクトホール

※受付は9時～15時30分※車での来場はご遠慮ください。